

【2011 年 12 月 7 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第 15 号 ■

目次

【トピックス】

1. 今月の雇用情勢
2. 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書を公表
3. 新卒者のための求人提出にご協力を
4. ハローワークが貴社の採用をお手伝いします
5. 東日本大震災関連の雇用・労働関係の支援策について

【最近の動き】

- ▼平成 23 年度の第三次補正予算が成立しました
- ▼女性の力を活かすためのポジティブ・アクション研修を開催します
- ▼「休暇制度活用セミナー」を開催します
- ▼「労働契約解説セミナー」を開催します
- ▼ハローワークで住居・生活支援も実施しています

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「中小企業を経営されている方へ」（ホームページ）のご案内

【トピックス 1】 今月の雇用情勢

11 月 29 日に公表された 10 月の完全失業率は前月より 0.4 ポイント上昇し 4.5%、有効求人倍率は前月と同水準の 0.67 倍となりました。

現在の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。さらに、東日本大震災や急激な円高の継続による雇用への影響について注意が必要です。

【労働力調査】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.htm> （総務省）

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001vpvk.html>

【トピックス2】

分かりやすい「ストレス」の具体例などを示した

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」報告書を公表

～ 業務が原因で発病した精神障害の労災認定の迅速化を図ります ～

近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加しています。事案の審査には平均約 8.6 か月を要しており、一層迅速な労災補償を行っていく必要があります。

このため、厚生労働省では、平成 22 年 10 月から 10 回にわたって「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催し、審査の迅速化や効率化につながる精神障害の労災認定の在り方について検討を行ってきました。また、平成 23 年 2 月から、セクシュアルハラスメント事案特有の事情への対応のための「分科会」を設け、6 月に報告を取りまとめています。

このたび検討結果全体の報告書がまとまり、11 月 8 日に公表しました。

＜報告書のポイント＞

- (1) 業務による心理的負荷（ストレス）の具体例を分かりやすく記載した、新たな心理的負荷評価表（ストレスの強度の評価表）をまとめたこと
- (2) 発病のおおむね 6 か月（評価期間）以前から、セクシュアルハラスメントやいじめなどが続いている場合は、開始時からの行為を一体として評価すること
- (3) これまで全事案を精神科医の専門部会による合議にかけていたが、判断が難しい事案のみに限定したこと

厚生労働省では、この報告書を受け、速やかに精神障害の労災認定の基準を改正し、業務により精神障害を発病した場合の一層迅速な労災補償を行います。また、発病された方が適切に労災請求を行えるよう、分かりやすい基準とし、認定の促進も図っていきます。

【報道発表資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001u5d4.html>

【トピックス3】新卒者のための求人提出にご協力を

～ 平成 24 年 3 月新規学校卒業予定者の就職内定状況 ～

厚生労働省では、平成 24 年 3 月に大学などを卒業予定の学生の就職状況を調査し、平成 23 年 10 月 1 日時点の状況を取りまとめました（高校の生徒については平成 23 年 9 月末時点の状況）。

●学校種別内定率（カッコ内は昨年同期比）

大学	・・・ 59.9%（2.3 ポイントの増）
短期大学（女子のみ）	・・・ 22.7%（0.2 ポイントの増）
高等専門学校（男子のみ）	・・・ 93.9%（0.1 ポイントの増）
専修学校（専門課程）	・・・ 40.2%（2.3 ポイントの増）
高校	・・・ 41.5%（0.9 ポイントの増）

大学生の就職率が過去最低を記録した昨年度よりはわずかに改善していますが、依然として厳しい状況が続いており、多くの学生・生徒が就職活動が続いています。企業の皆さまにとっては、優秀な人材を採用できるチャンスです。新戦力の採用をいま一度ご検討ください。

求人の提出や就職面接会への参加については、お近くの都道府県労働局職業安定課、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。

●都道府県労働局職業安定課

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

●全国のハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

●全国の新卒応援ハローワーク

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf>

※内定率の詳細については以下をご覧ください。

【大学等卒業予定者の就職内定状況（平成 23 年 10 月 1 日現在）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001vbzs.html>

【高校・中学新卒者の就職内定状況（平成 23 年 9 月末現在）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001vc1q.html>

【トピックス 4】ハローワークが貴社の採用をお手伝いします

～ 魅力的な求人票の作り方のポイント 2 ～

求職者にアピールする魅力的な求人票にするためには、前回お伝えした「仕事内容」欄の充実以外に、次のような点もポイントとなります。

【記入のポイント】

○会社の特長欄の活用

事業方針、社風、従業員が働いている様子などを紹介すると、職場の雰囲気が伝わりやすくなります。

○給与の金額を分かりやすく

ハローワークの求人票の「賃金」欄には、皆勤手当など一定の条件を満たした場合に支給される手当は含みません。「備考」欄などに、各種手当を含む総支給額を記入ください。

○福利厚生や研修制度などをアピール

特に未経験者を募集する場合、研修制度や資格取得の支援制度などがあることを書いておくと、初めての仕事に対する不安を和らげる効果があります。

○将来展望など

特に「長期的に」、「将来を見据えた」社員の採用を目的としている場合は、5年後、10年後などの将来の展望を「備考」欄などに記入してください。

例えば、「当社の業務全般を覚えていただき、10年程度で現場の責任者となっていただきます」「技術習得には、5年程度要しますが、資格の取得も含めて当社で責任をもって指導・援助いたします」などと記入いただくことで、入社後の自身をイメージしやすくなり、応募のきっかけとなる場合があります。

○会社や仕事の魅力をアピール

「これがうちの会社のアピールポイント」という点を記入ください。例えば、

- (1) 技能支援制度
- (2) 本人の実力、成績次第で待遇向上につながる
- (3) ノルマなどがなく、収入が安定していること
- (4) 入社時から高収入が見込めること

- (5) 経験がなくても安心して働けること
- (6) 家族の都合に応じて勤務時間の調整が容易なこと など

【トピックス5】東日本大震災関連の雇用・労働関係の支援策について

東日本大震災で被災された事業主、労働者の方への支援策を、厚生労働省ホームページ内の「東日本大震災関連情報ページ」に掲載しています。ぜひ、お役立てください。

【雇用についての企業への支援措置】

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/koyou.html

【労働基準法などの適用、雇用の安定についての要請など】

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/roudoukijun.html

【厚生労働省における東日本大震災関連支援策全般についてはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/index.html

被災された方々の就労支援、雇用創出を促進するための「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」については以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shigoto.html

【最近の動き】

□■ 平成23年度の第3次補正予算が成立しました ■□

東日本大震災の復興支援策、急激な円高による雇用への影響などへの対策を盛り込んだ平成23年度第3次補正予算が11月22日に成立しました。

雇用・労働関係では、

- 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援
 - 震災や円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援
 - 震災や円高の影響を受けた人への就職支援
 - 職業訓練の拡充
- などを実施します。

各支援策については、こちらをご覧ください。

【平成 23 年度厚生労働省第 3 次補正予算（案）の概要】

http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/h23_yosan_gaiyou.pdf

□■ 女性の力を活かすためのポジティブ・アクション研修を開催します ■□

厚生労働省では、企業において女性が意欲と能力を発揮し、活躍できる職場環境をつくるため、ポジティブ・アクションに関する具体的な対応策や取り組み方に焦点を当てた研修を開催しています。皆さまの積極的な参加をお待ちしています。

◆受講料：無料

◆対象者：人事労務管理担当責任者 など

☆平成 23 年 12 月は次の地域で開催します。

[鹿児島] 12 月 9 日（金） 13:00～16:00 宝山ホール（鹿児島県文化センター）

[船橋] 12 月 12 日（月） 13:00～16:00 サン・グランドホテル船橋
[東京・千代田区]

12 月 15 日（木） 13:00～16:00 みずほ情報総研株式会社

[秋田] 12 月 16 日（金） 13:00～16:00 アキタ・スクエア

[浜松] 12 月 21 日（水） 13:00～16:00 アクトシティ浜松研修交流センター

[名古屋] 12 月 22 日（木） 13:00～16:00 ウィンクあいち

（愛知県産業労働センター）

<1 月の開催>

11 日：横浜、16 日：高松、17 日：岡山、18 日：東京、23 日：さいたま、

26 日：高崎

【セミナーの詳細、参加申し込みはこちら】

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2011/positiveaction.html>

□■ 「休暇制度活用セミナー」を開催します

～ 従業員と企業の活性化のために ～ ■□

リフレッシュ休暇やボランティア休暇などの特別休暇制度について、導入方法や実践事例などを解説するセミナーを全国 47 都道府県で開催します。皆さまの企業での制度づくりや従業員の休暇について考える機会として、ぜひご活用

ください。参加費は無料です。

☆平成 23 年 12 月、平成 24 年 1 月は次の地域で開催します

[神戸]	12 月 8 日 (木)	8:30~17:30	マークラー神戸ビル
[大阪]	12 月 19 日 (月)	10:15~12:00	大阪東京海上日動ビル
[和歌山]	12 月 19 日 (月)	15:00~16:45	橘エンタープライズ株式会社
[千葉]	1 月 11 日 (水)	14:30~16:15	WGB イースト棟
[さいたま]	1 月 13 日 (金)	14:30~16:15	シーノ大宮サウスウイング
[津]	1 月 17 日 (火)	14:30~16:15	メッセウイング・みえ
[水戸]	1 月 18 日 (水)	14:30~16:15	水戸ノースフロント
[甲府]	1 月 20 日 (金)	14:30~16:15	甲府東京海上日動ビル
[岐阜]	1 月 27 日 (金)	14:30~16:15	東京海上日動火災保険株式会社岐阜支店

店

委託先の東京海上日動リスクコンサルティング（株）が運営しています。

☐ ■ 「労働契約解説セミナー」を開催します ■ ☐

厚生労働省では、“労働契約”について分かりやすく解説する「労働契約解説セミナー」を全国各地で順次開催しています。このたび、2012 年 1 月以降の開催分について、募集を開始しましたのでお知らせします。

☆平成 23 年 12 月中旬以降の開催予定

- ・基礎セミナー（75 分）：14:00~15:15
- ・判例セミナー（60 分）：15:50~16:50

【12 月】13 日：秋田、高松、14 日：岡山、15 日：広島

【1 月】17 日：長崎、18 日：佐賀、19 日：那覇、24 日：京都、25 日：大津、
26 日：岐阜、31 日：徳島

【2 月】1 日：高知、2 日：松山、6 日：静岡、7 日：水戸、四日市、
8 日：名古屋、14 日：福島、15 日：千葉、21 日：宮崎、仙台、
22 日：青森、熊本、23 日：鹿児島、盛岡

【3 月】2 日：東京・北区

【開催日時・場所・申し込み方法】

(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ホームページ)
<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/etc20110822.html>

※このほか、就職を希望する学生（既卒者も含む）や、大学・高校などの進路指導担当、企業の採用活動担当の皆さまを対象とした「学生のための労働契約解説セミナー」も、全国7都市で開催します。

現在、北海道会場〔2012年2月2日（木）開催〕の詳細が決定しています。
詳しくは下記をご覧ください。

(東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)
<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/etc20111118.html>

□■ ハローワークで住居・生活支援も実施しています ■□

全国のハローワークでは、今月、住居・生活相談会や就職面接会、寮などの住まい付き求人の確保、住居・生活・就職の相談・支援に集中的に取り組んでいます。

事業主の皆さまには、働く場の提供、積極的な採用に、ご協力をお願いいたします。

詳細については、以下をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/p.html

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼ 「中小企業を経営されている方へ」（ホームページ）のご案内 ▲△

厚生労働省では、中小企業の経営者や人事労務担当者向けに、雇用・労働関係の助成金をはじめとする支援策や、労働法・社会保険制度の概要を分かりやすく整理したホームページ「中小企業を経営されている方へ」を設けています。

自分の条件に合った支援策や、探している制度・助成金の名称が分からない場合でも探しやすい構成としていますので、ご活用ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/index.html

=====

＜メールマガジン労働情報のご案内＞

（独）労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）では、調査研究に関する情報や雇用・労働分野の最新ニュースを、週２回（水曜日と金曜日）、無料で配信しています。

□お申し込みはこちら <https://www.jil.go.jp/kokunai/mm/jmm.htm>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用しています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
- =====